

一時保護所第三者評価 評価報告書

堺市子ども相談所一時保護所

令和5年3月

評 価 者

弁 護 士

関西大学教授

獨協大学教授

藤 野

山 縣

和 田

睦 子

文 治

一 郎

評価の目的

子ども相談所が行う一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われるものであり、一時保護中においても子どもの権利は最大限保障されるべきものである。

一時保護所の第三者評価は、「子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組み」の一つとして、第三者評価を通じ、「良いところ」や「改善すべきところ」を確認し、一時保護における質の確保・向上を図ることを目的として実施するものである。

評価の方法

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」(平成 30 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業)を参照し、次の方法で実施した。

1. 自己評価

64 の評価項目について、一時保護所職員がそれぞれに自己評価を行ったうえで、それを集計・総括し、一時保護所全体としての自己評価結果とした。職員個々の評価結果及び全体を総括した評価結果を評価者に提出した。

2. 入所児童アンケート

一時保護所に入所中の子ども(学齢児)全員に無記名でアンケートを実施集計し、評価者に提出した。

3. 評価の参考となる資料

施設運営に係るマニュアル、組織図、事業計画、勤務表、入所状況(統計)、行動観察記録等各種様式等を評価者に提出した。

4. 実地調査 (令和 4 年 12 月 2 日)

- (1) 一時保護所見学
- (2) 評価者へ一時保護所長から説明
- (3) 評価者から職員にヒアリング
- (4) 評価者から子どもにヒアリング

5. 評価者 3 名による評価内容の調整等

I 子ども本位の養育・支援

- 1 子どもの権利保障
- 2 養育・支援の基本

<評価する点>

- ・子どもの意見等の尊重の仕組みでは、意見箱の設置や弁護士によるアドボケイトが導入されており、適切に行われている。
- ・保護期間中や保護解除についての子どもに対する説明や必要な支援は、児童福祉司・児童心理司との連携のもと適切に行われている。
- ・子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の適切な対応についてのスキルアップを図る職員研修が行われている。
- ・年齢、性別や一時保護理由が様々な子どもたちが集団で生活するうえで、職員は子どもにとって安心できる距離で関わり、「ここでは守られて安心できる」と感じられるように常に見える場所に居て適切に目配りするなど、安全感や安心感・信頼感を持てるよう配慮をもって養育・支援を行っている。

<よりよい施設にするための課題>

- ・保護開始にあたって子どもに対する説明や合意を得ることについては、緊急の対応等難しい場合もあるが、子どもの年齢や状況に合わせて分かりやすく丁寧に伝える工夫や児童福祉司と一時保護所職員の連携の強化など、改善が期待される。

II 一時保護の環境及び体制整備

- 1 適切な施設・環境整備
- 2 管理者の責務
- 3 適切な職員体制
- 4 関係機関との連携

<評価する点>

- ・朝夕のシフト交代時の引継ぎ・申し送りの他、会議記録の回覧などの工夫によって、職員間の情報共有を図っている。観察会議は、頻回（週に3回）に開催することによって、交代勤務のなかでできるだけ多くの職員が参加する機会を得られるように工夫している。また、観察会議に、グループスーパービジョンの機能を持たせ、標準化された尺度（SDQ）等の活用により行動アセスメントの質を高めるとともに、職員の専門性の向上、意識の共有につながっている。

<よりよい施設にするための課題>

- ・現状の居室・浴場・トイレ等の設備に関しては、準用すべき設備運営基準の範囲ではあるが、プライバシーへの配慮や安全確保の面では、運用上の工夫や配慮によって補っている実情がある。居室や設備の整備において改善すべきことが多い。
- ・一時保護所内での職員間の情報共有・意識共有はうまく機能しているが、一時保護所と相談部門との情報のやりとりが主に紙ベースのため、情報共有にタイムラグや齟齬が生

じる可能性がある。次年度に予定されているシステム改修等により改善を期待する。また、児童福祉司・児童心理司が観察会議に参加することにより、良い連携の端緒となるのではないか。

- ・児童養護施設等に措置されている子どもが、何らかの不適応を起こして一時保護を行う場合、一時保護の目的を明確にしたうえで、子どもの権利が一部制限される一時保護の期間が必要最小限となるよう、相談部門、一時保護所、施設がそれぞれの役割を認識し連携を強化する必要がある。

- ・一時保護所自体の敷地面積は広いが、広さの割に機能的に有効活用されていない。増床したがその分運動スペースが手狭に感じるなど、中長期的な視点での一貫性のある改善計画がないため、施設の改善に関する委員会等を立ち上げ、改修で対応できることは予算化して対応し、そうでないものは新築を含めた抜本的な改善を検討するなど、次回評価時に一定の改善計画を示すこと。

Ⅲ 一時保護所の運営

- 1 一時保護の目的
- 2 一時保護所の運営計画等の策定
- 3 一時保護の在り方
- 4 一時保護所における保護の内容
- 5 特別なケアの実施
- 6 安全対策
- 7 質の維持・向上

<評価する点>

- ・一時保護の目的に即した理念・基本方針は、組織として明確に策定されている。一時保護所職員必携の「業務ハンドブック」の冒頭に掲載して周知が図られている。

- ・レクリエーションのプログラムについては、子どもインタビューで楽しいという声があり、食事についても、炊き立てのご飯や栄養バランスを気遣ったメニューで非常に美味しい食事が提供されている。

- ・家族等との面会交流や家族等に関する情報提供等に関しては、特に交流についてのアセスメントにおいて相談部門との連携が丁寧に行われている。

- ・子どもの性的問題や他害、自傷行為の対応について、それぞれの背景事象や子どもの心情、状態などを踏まえて適切に行われている。

- ・健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合についても、相談部門と連携して、主治医等からの情報収集や近医の受診など、診療科ごとに適切な対応がなされている。

- ・無断外出の予防や発生時の対応について、マニュアルやフローチャートが明確に示されており、緊急時にも適切な対応ができるように備えられている。

- ・一時保護所内での学習保障は、教育委員会との連携により、学校現場の経験が豊富な学習指導員が配置されており、学ぶ楽しさや達成感を味わえるような創意工夫をし、一人ひとりの子どもの学力に応じた学習支援が行われ、また、中学生の定期テスト受験や教材の

提供など在校校との連携も十分に図られている点は評価できる。
<p><u>＜よりよい施設にするための課題＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活面のケアについては、トイレや浴場の設計が古く、職員の工夫でカバーしている状況であるが、子どもの入浴時間が制限される、トイレの順番を待たないといけないといった問題について解決できるよう、改善を期待する。 ・衣類については、子どもが選べるようになってきているが、子どもインタビューで「好みのものがない」との声があがっており、可能な範囲で子どもの意向が叶うように選択肢を増やして柔軟に対応できるようにしてほしい。 ・保護期間が長期化する子どもや通学が可能な子どもについては、通学機会を確保するための対応の検討を進める必要がある。

IV 一時保護所における子どものケア・アセスメント
<ol style="list-style-type: none"> 1 アセスメントの実施 2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施 3 子どもの観察
<p><u>＜評価する点＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理職採用の児童指導員が多く、行動アセスメントやそれに基づく個別的治療的ケアに高い専門性を発揮している。 ・子どもの行動観察は標準化された尺度（SDQ）を導入し、観察会議の場でユニットを超えた複数の職員の協議により項目のチェックが行われている。さらに、週3回開催される観察会議では行動観察の結果をもとに個別のケアの配慮やアプローチの方法についても話し合わせ、会議シート（記録）により職員全体に共有されるなど、適切に実施されている。
<p><u>＜よりよい施設にするための課題＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の不断の努力による改善は賞賛すべきことであるが、ハード面の不備により、個別ケアやアプローチにおいて、したいことが出来ない状況が見られた。ハード面の改善は子どもの視点からも重要な点であり、一時保護所のさらなる質向上のために検討すべきである。

V 一時保護の開始及び解除手続き
<ol style="list-style-type: none"> 1 開始手続き 2 解除手続き
<p><u>＜評価する点＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護開始の際には、慣れない場所での生活に不安を示す子どもたちに対して、子どもの状況をみながら数日間の見通しから徐々に必要な情報を伝え、リラックスして生活に馴

染むことができるようにしている。

〈よりよい施設にするための課題〉

・安全安心な環境のさらなる追求のため、ハード面において、子どもの視点からの色彩や構造を検討すべきである。

総合評価

職員体制等に関すること

職員が相談する上で、参考となる上司・同僚が多い。

今後、建物の構造を見直し、死角を減らすことで少しでも職員負担を軽減していくべき。

さらに職員が子どもにかかわる時間や検討する時間を増やすために、AI の導入、業務のシステム化による効率化を図ることが望ましい。

風通しの良い職場と感じた。人材も揃っており、目的意識もある。この点、人が変わっても継続して実施していく必要がある。子ども相談所との情報共有で、IT 等を活用するに際しては、現場の声を反映して、現場が使いやすいシステムとすることが必要と感じた。

チームワークが良いと感じた。心理職採用の児童指導員が自身の一時保護所での業務を肯定的に評価していることが、ケアが行き届くことに繋がり、質の向上にも貢献する。

施設環境整備に関すること

国の指針による一時保護所が人口 50 万人に 1 か所必要であるとした場合、堺市は 2 か所目が必要となる。その 2 か所目は同じ機能でなくても例えば、高年齢児を預かるといった役割を持たせる等、他自治体の一時保護所も参考に検討し、ロードマップを作成してはどうか。

さらに現在の一時保護所はハード面で多くの課題があるために、次の一時保護所の設置を検討する際には、近年驚くほど進歩した一時保護所のハード面について検討会をするなどして良い点を取り入れること。

一時保護所が 1 か所であると、被害児童と加害児童が同じ一時保護所内に居ることもありえ、この場合、職員は配慮を要することが求められるため、負担が増えてしまう。2 か所あればその点を解消できる。

設備面について、外部の意見を取り入れるなどしてより良い環境のための改善を検討する必要がある。

子ども相談所との連携に関すること

一時保護所と子ども相談所が物理的に離れている点もあり、情報のやりとりが主に紙ベースであることから情報共有が遅れることが見受けられる。連携の仕方について、検討の必要がある。

児童の養育環境に関すること

子どもへの説明については、なぜこうするかという動機づけや子どもにとってわかりやすい説明をしようという職員の文化、理由を説明しようという姿勢があり、丁寧に行われていると感じた。

堺だけではなく国制度上の問題であるが、子どもの立場で考えると、1日のスケジュール、誰と同室になるか等、子どもが選べるものが少ない。できる限り個々の希望への配慮や工夫を検討する必要がある。

ホールでの過ごし方は、子ども個々の声として好評であり、漫画やおもちゃ等の配置も良い。

設定活動（外遊び・中遊び・掃除等）は単純なローテーションでなく、もう少し自由度があってもいいのではないか。

お風呂の時間は脱衣等も含めて15分程度なので、もう少し余裕があってもいいのではないか。

子どもへの配慮として整髪料や化粧水等は置いてもいいのではないか。このようなことを子どもの声を聞く手法を活用して行うとなお良い。

小項目ごと自己評価 と第三者評価

評価基準

- S：優れた取組みが実施されている
他の児童相談所が参考にできるような取組みが行われている状態
- A：適切に実施されている
より良い一時保護の水準・状態・質の向上を目指す際に目安とする状態
- B：やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
- C：適切でない、または実施されていない
「B」以上の取組みとなることを期待する

自己評価

第三者評価

		自己評価	第三者評価
1	Q.子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a	a
2	Q.子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a	s
3	Q.保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b	b
4	Q.保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b	a
5	Q.保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	a
6	Q.保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	a	a
7	Q.外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	a	a
8	Q.被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	a
9	Q.子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	s	s
10	Q.思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a	a
11	Q.性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a	a
12	Q.子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a	s
13	Q.子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a	a
14	Q.子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a	a
15	Q.一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a	b
16	Q.一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	a	b
17	Q.一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a	b
18	Q.管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a	s
19	Q.一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	a	a
20	Q.各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a	a
21	Q.情報管理が適切に行われているか	a	b
22	Q.職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が行われているか	a	s
23	Q.職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	s	s
24	Q.児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a	b
25	Q.職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a	a
26	Q.医療機関との連携が適切に行われているか	a	a
27	Q.警察署との連携が適切に行われているか	a	a
28	Q.施設や里親等との連携が図られているか	a	b
29	Q.子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a	a

30	Q.一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	a	s
31	Q.一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a	a
32	Q.緊急保護は、適切に行われているか	a	a
33	Q.一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a	b
34	Q.レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a	a
35	Q.食事が適切に提供されているか	a	a
36	Q.子どもの衣服は適切に提供されているか	a	a
37	Q.子どもの睡眠は適切に行われているか	a	a
38	Q.子どもの健康管理が適切に行われているか	a	a
39	Q.子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	a	b
40	Q.未就学児に対しては適切な保育を行っているか	a	a
41	Q.家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a	s
42	Q.子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a	a
43	Q.他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	s
44	Q.無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	a
45	Q.重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a	a
46	Q.身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	a
47	Q.被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	a
48	Q.障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	a
49	Q.健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	s
50	Q.無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	s	s
51	Q.災害発生時の対応は明確になっているか	a	a
52	Q.感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a	a
53	Q.一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	s	a
54	Q.一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a	a
55	Q.保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a	a
56	Q.関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a	a
57	Q.援助方針に沿った個別ケアを行っているか	a	a
58	Q.一時保護中において、子どもへの変化に応じた支援方針の見直しを行っているか	a	a
59	Q.一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	s	s
60	Q.観察会議が適切に実施されているか	a	s
61	Q.保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a	a
62	Q.一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	a
63	Q.保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a	a
64	Q.保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	a